

議第 10 号 都市計画法第 34 条第 12 号区域の追加指定について

都市計画法第 34 条第 12 号区域の追加指定について

都市計画審議会資料

都市整備部都市計画課

1 都市計画法第 34 条第 12 号区域について

日高市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第 4 条第 1 号の規定に基づき、区域及び予定建築物の用途を限り、立地を認めるもの。

2 追加する 12 号指定区域の概要

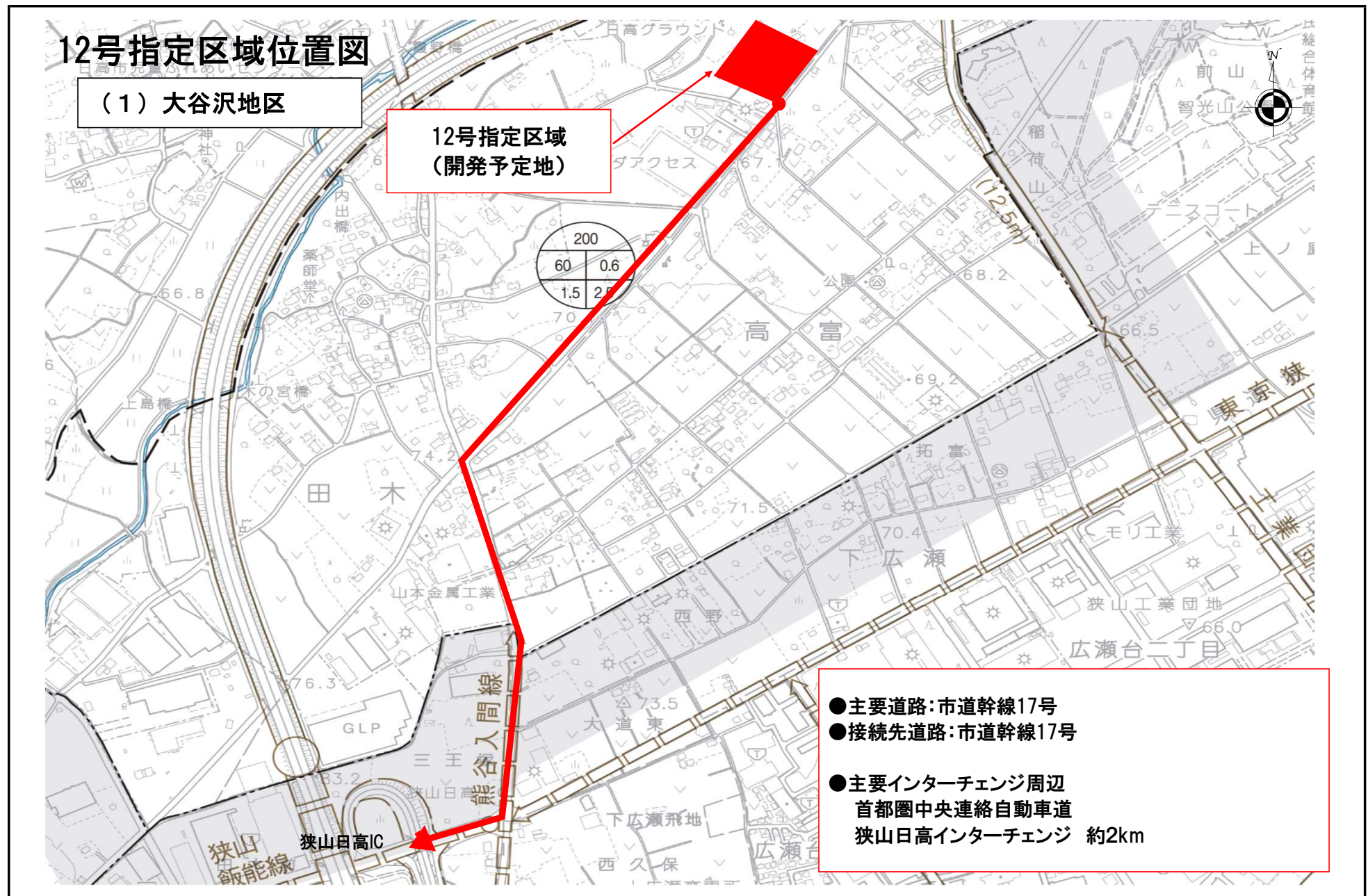
(1) 大谷沢地区

12 号指定区域	大字大谷沢字向山の一部（別図 1、2 のとおり）
道路網	狭山日高インターチェンジまで約 2 k m
面積	追加指定面積：約 1.4 h a
上位構想	工業系地域（市土地利用構想）
土地利用状況	山林、宅地及び雑種地
道路	市道幹線 17 号（幅員 11m）
排水	・ 工業排水は無し ・ 生活排水は、敷地内で合併処理浄化槽による処理後、市道幹線 17 号に事業計画者が新設する道路側溝に放流 ・ 雨水排水は、敷地内に浸透処理施設を設置し、浸透・貯留による処理
上水道	・ 水道事業者の同意あり ・ 計画使用水量の過半が水道水
予定建築物の 主要用途	物流倉庫（危険物の貯蔵、処理を伴うものは不可）
その他	土地所有者及び利害関係人はすべて同意済み

(2) 下高萩新田地区

12号指定区域	大字下高萩新田字堀添の一部（別図3、4のとおり）
道路網	圏央鶴ヶ島インターチェンジまで約2km
面積	追加指定面積：約1.7ha
上位構想	産業系新市街地地域（市土地利用構想）
土地利用状況	宅地、山林及び農地（第2種農地）
道路	国道407号線（幅員26.5m）に接道 市道B884号線（幅員4.2m）に接道
排水	・ 工業排水は無し ・ 生活排水は、敷地内で合併処理浄化槽による処理後、市管理の東側水路に放流 ・ 雨水排水は、敷地内に浸透処理施設を設置し、浸透・貯留による処理
上水道	・ 水道事業者の同意あり ・ 計画使用水量の過半が水道水
予定建築物の 主要用途	物流倉庫（危険物の貯蔵、処理を伴うものは不可）
その他	・ 一部土地を対象に、農地法上の手続が必要 ・ 土地所有者及び利害関係人はすべて同意済み

別図1



別図2

12号指定区域図

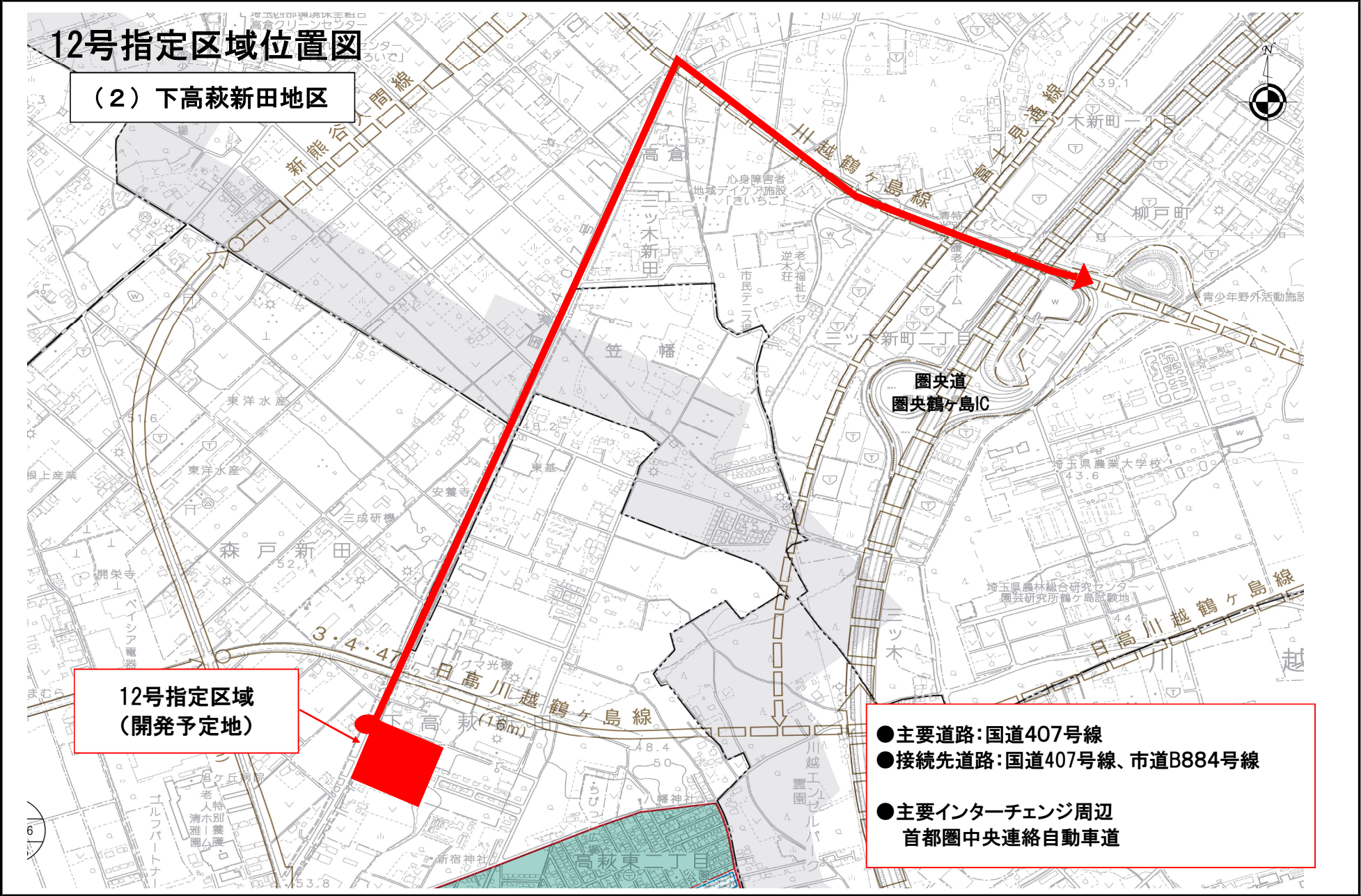
(1) 大谷沢地区

■汚水（生活排水）について
合併処理浄化槽処理後、事業者が整備した道路側溝に放流
（管理者との調整済みであり、道路側溝整備後、市に帰属）

■雨水排水について
敷地内浸透処理施設の設置による浸透・貯留



別図3



別図4

